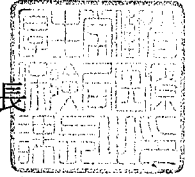


地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長



アトモキセチン塩酸塩製剤の薬事法上の効能・効果等の変更に伴う  
留意事項通知の廃止について

アトモキセチン塩酸塩製剤については、「アトモキセチン塩酸塩製剤の小児期AD/HD患者の成人期へ継続使用について」（平成22年6月30日付け保医発0630第4号）（以下、「課長通知」という。）において、小児期AD/HD患者の成人期への継続使用に関し、保険適用上の取扱いに係る留意事項を通知しているところです。

本日、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第九項の規定に基づき、アトモキセチン塩酸塩製剤の適応において小児期AD/HDに成人期AD/HDを追加する効能・効果等の一部変更承認がなされたことに伴い、課長通知については廃止することとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

なお、今後の使用に当たっては、新しい添付文書を御参照ください。